

仙台市地下鉄南北線等「自動販売機設置事業者」(平成 29 年度第 2 回) 募集要領

仙台市交通局(以下、「交通局」とする。)では、次のとおり仙台市地下鉄南北線及び一部バスターミナル等に自動販売機を設置する事業者を募集します。

一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

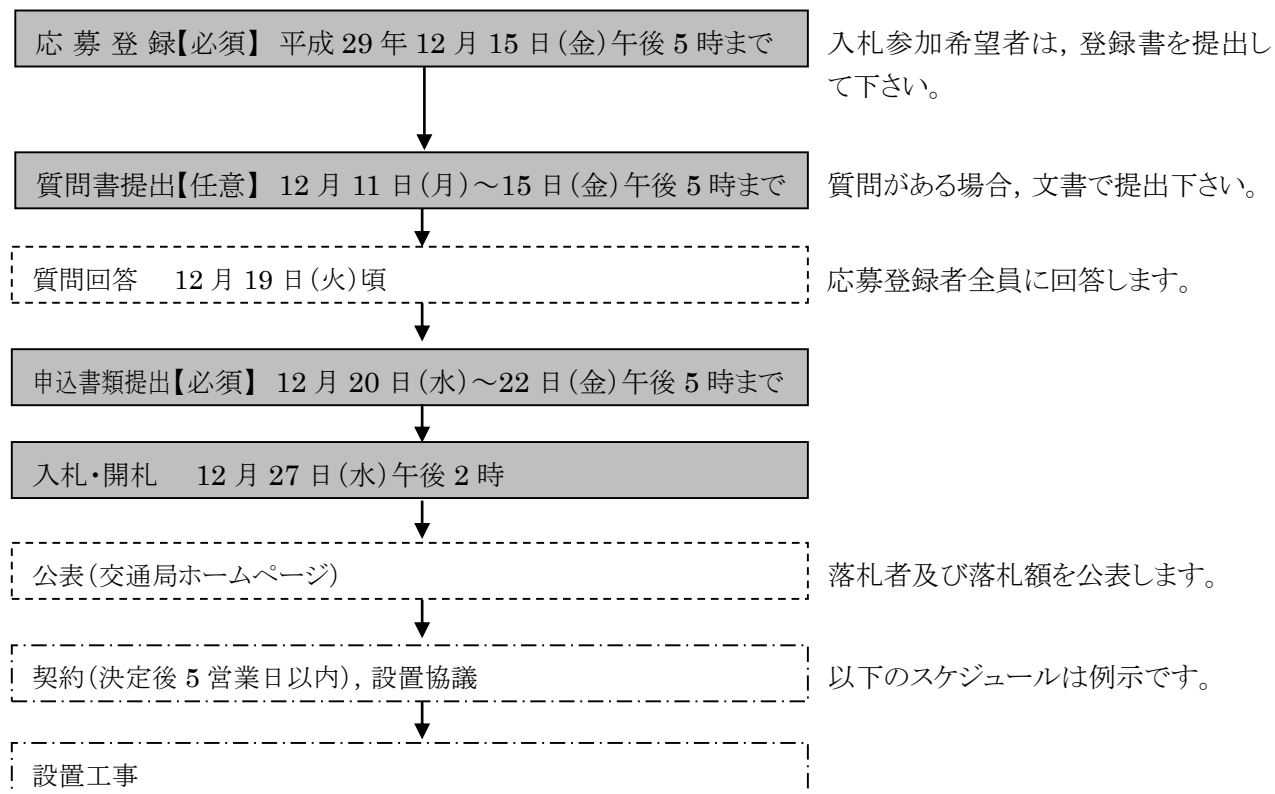
I. 募集概要

1 募集物件

場 所	仙台市地下鉄南北線及び一部バスターミナル等 (詳細は p8～28 参照)
台 数	飲料自動販売機 6 台
入札件数	1 件(6 台を 1 グループとして扱います。)
予定価格 (最低賃料)	I グループ(飲料・6 台): 207,200 円/月(税別)以上 ※予定価格以上の落札額の貸付料とします。
電 気 料	1 台当たり税別月額 2,600 円

2 スケジュール

募集から営業開始までの流れは次のとおりです。



Ⅱ．条件

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 仙台市内に本店又は支店・営業所を有する法人で、市税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について、3 年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任で行う者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。なお、申込者について、宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去 1 年以内に、本市施設の自動販売機設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。
- (7) 平成 29 年 11 月 28 日実施の仙台市地下鉄南北線等「自動販売機設置事業者」を募集する一般競争入札において、落札件数の上限(3 件)に達した者でないこと。

2 契約上の条件

(1) 契約形態

この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 の規定に基づく行政財産の一時貸付(賃貸借契約)とします。この契約は契約期間満了により契約が終了し、更新は行いません。

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとします。

貸付期間には、設置工事及び原状回復に要する期間を含みます。

(3) 貸付料

交通局が設定する予定価格(p5 参照)以上で、最高の入札価格をもって 1 ヶ月間の貸付料(別途消費税相当額を加算した金額)とします。毎月、指定日までに納入していただきます。

(4) 電気料

電気料は、1 台当たり月額 2,600 円(別途消費税相当額を加算した金額)とします。

(5) 保証金

貸付料・電気料の納入を延滞した場合においてこれに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当するため、契約の締結後 30 日以内に、1 ヶ月分の月額貸付料(非課税)を保証金として納めていただきます。

保証金は契約終了時、原状回復を確認した後に返還します。返還に際し利子は付しません。

(6) 解約

契約期間中に解約を希望する場合は、原則として 3 ヶ月前までの申し出があった場合に限り認めることとします。ただし、3 ヶ月分の貸付料を支払うことにより直ちに解約できることとします。なお、本件契約後、設置事業者の一方的な都合により中途解約した場合、当該物件の後継設置者を選定する入札には参加できません。また、本件の契約期間中、交通局が行う他の同種入札に対し、本件の解約を前提に参加することはできません。

(7) 原状回復

契約終了の際は、設置事業者の費用で自動販売機の区画を原状回復していただきます(壁や床の穴等の修繕を含む)。

(8) 損害賠償及び補償

- ① 設置事業者は、使用にあたり交通局又は第三者に損害を与えたとき、すべて設置事業者の責任でその損害を賠償しなければならないこととします。
- ② 駅構内等で行う維持管理に関する工事、停電作業、駅改造工事及び事故により自動販売機設置業者に損害が生じた場合、交通局は一切の補償をしないものとします。工事及び作業内容によっては、自動販売機を一時休業または移設していただく場合もございますが、この場合においても交通局は一切の補償をしないものとします。
- ③ 各種の許認可関係及び交通局の事情等により、自動販売機の営業が不可能となった場合であっても、交通局は一切の補償をしないものとします。

(9) その他

契約書の契約内容をすべて遵守していただきます。

3 設置及び営業上の条件

(1) 設置条件

- ① 自動販売機の寸法は、p7の「標準寸法」以下とします。ただし、現地のスペースに余裕がある場合は、交通局の承認を得たうえで、若干の寸法超過が可能な場合があります。
- ② 一つの場所を複数の事業者が使用する場所においては、配置、大きさ、共用設備及び清掃に関し、関係事業者間で調整するものとします。
- ③ 既設の電気設備の改修を希望する場合は、交通局の承認を得たうえで、自動販売機設置事業者の負担において行うものとします。
- ④ 自動販売機用電気設備(隣接する他事業者向けを含む)を上面や背面等に固定していただく場合があります(p8～12 参照)。
- ⑤ 自動販売機設置事業者が設置した設備は、原則として設置事業者の所有及び管理となります。
- ⑥ 設置工事にあたり、自動販売機本体の搬出入は地下鉄利用者を優先の上、終日可能ですが、天井裏配線、音及び臭いを伴う作業については駅及びバスターミナル等の営業時間外とします。
- ⑦ 屋外に設置する際は、自動販売機背面の落ち葉等の清掃を行ってください。

(2) 営業条件

- ① 営業は申込者(落札者)が自ら行うものとし、第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ② 缶・びん・ペットボトル・紙パック入りの飲料品(乳飲料を含む)を主たる商品として取り扱うものとします。ただし、主たる商品の補完的な位置づけにおいて、他の品目を取扱うことは可能とします(例:飲料自動販売機の一部で菓子を扱う等)。
補完商品は、ボタン数が全体の 1/3 以下、また、5 品目以下までとします。
- ③ 酒類は取り扱いできません。また、給排水設備を必要とする飲料品及び食品は取り扱いできません。
- ④ 自動販売機の清掃や塵芥処理の責任は、自動販売機設置事業者が負うものとします。
- ⑤ 使用済み容器の回収については、各設置場所(一部を除く)の共用回収箱から交通局(または受託事業者)がその内容物を回収・処理することとします。ただし、設置場所の共用回収箱が容量不足である場合、設置事業者毎に専用回収箱を設置していただく場合があります。この場合、前面が透明で容量 70 リットル以上のものとして下さい。
- ⑥ 八乙女駅バスターミナルにおいては、関係事業者間で調整のうえ、年 1 回程度、自動販売機背面の清掃を行っていただきます。
- ⑦ 搬出入用の駐車スペースはありません。
- ⑧ 鉄道事業及び自動車運送事業を優先とし、交通局が行う安全輸送の確保、駅施設等の更新及び維持

管理等の工事、並びに停電作業に協力して下さい。

- ⑨ 駅売店のリニューアルや自動販売機の増設等により営業環境が変化することがあります。
- ⑩ 自動販売機の広告パネルへは販売商品の紹介のみ掲出できるものとします。
- ⑪ 電子マネー決済による販売は可とします。
- ⑫ 毎月の売上額については、翌月 10 日までに交通局に報告して下さい。また、別途売上詳細データの提出を求めることがあります。

Ⅲ. 申込手続き等

(1) 応募登録【必須】

入札参加をご希望される方は、応募登録用紙(別添様式 1)を本件窓口(p6 参照)まで、持参、E-mail 又は FAX することにより応募登録者となっていただきます。(送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。)

応募登録期間:平成 29 年 12 月 15 日(金)午後 5 時まで必着

※応募登録者でない方の質疑及び申込書類の受付には応じないものとします。

(2) 質問【任意】

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、質問書面(様式任意)を持参、E-mail 又は FAX により本件窓口(p6 参照)まで送信して下さい。また、送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。

質問受付期間:平成 29 年 12 月 11 日(月)～12 月 15 日(金)午後 5 時まで

質問への回答は平成 29 年 12 月 19 日(火)頃、応募登録者全員に E-mail 又は FAX により回答します。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

(3) 入札参加申込書類の提出【必須】

本募集要領及び質疑をご理解いただいたうえで、入札参加を希望する場合は、次の書類を作成し、本件窓口(p6 参照)まで直接持参してください。郵送等による受付は行いません。

申 込 期 間:平成 29 年 12 月 20 日(水)～12 月 22 日(金)

(午前 9 時～午後 17 時、ただし正午～午後 1 時を除く)。

[申込書類(各 1 部)]

① 入札参加申込書(様式 2)

※自動販売機設置業務実績証明書の欄には、申込者の実績年数について自動販売機の機器供給者(メーカー等)からの証明を受けてください。実績証明のみ、平成 29 年 11 月 28 日実施の仙台市地下鉄南北線等「自動販売機設置事業者」を募集する一般競争入札への参加申込時に提出済みの場合は省略可能です。

② 誓約書(様式 3)

③ 法人の商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し

※発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

※平成 29 年 11 月 28 日実施の仙台市地下鉄南北線等「自動販売機設置事業者」を募集する一般競争入札への参加申込時に提出済みの場合は省略可能です。

④ 市税の滞納がないことの証明書

※市税の課税の有無にかかわらず、申請書を持参のうえ、区役所、総合支所税務担当課において交付(1通 300 円の手数料が必要です。)を受けてください。

※平成 29 年 11 月 28 日実施の仙台市地下鉄南北線等「自動販売機設置事業者」を募集する一般競争入札への参加申込時に提出済みの場合は省略可能です。

IV. 入札手続き

1 入札及び開札

(1) 入札方法

- ① 入札書(様式 4)には、1 ヶ月間(月額)の貸付料の金額(消費税相当額を加算しない金額)を記載してください。ただし、次表の基準以上の額を記入して下さい。

グループ	取扱指定品目 及び台数	貸付料予定価格 (入札の最低基準額)	備考
I グループ	飲料 6 台	月額 207,200 円 (税別)	別途、消費税相当額、電気料及び保証金が必要となりますので、本要領をよくお読みのうえ、入札金額を記載してください。

- ② 入札書は封筒に入れて、提出して下さい。

- ③ 代理人による入札の場合は、委任状(様式 5)を提出し、委任を受けた方の名前で入札して下さい。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書(様式 2)の写し(申込の受付時にお渡しします。)
② 入札書及び封筒
③ 委任状(代理人の方が入札される場合)

(3) 入札及び開札の日時、場所等

入札及び開札の日時：平成 29 年 12 月 27 日(水) 午後 2 時

入札及び開札の場所：仙台市交通局本庁舎 7 階研修室

入札の受付等：入札の受付は、入札開始時刻の 20 分前から行います。

なお、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

入札(開札)会場への入室は、各社 1 名とさせていただきます。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
② 一の入札について同一の者がした二以上の入札
③ 入札者の記名・押印のない入札
④ 金額その他重要事項の記載が不明確な入札(金額の訂正は認められません。)
⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とし、落札となるべき同金額の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(6) 結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち

会った入札者に知らせるとともに、交通局ホームページにより公表します。

2 契約の締結

落札者は、交通局が指定する日までに契約書に記名押印していただきます。期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす場合があります。その場合、落札は無効となり、仙台市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

3 決定の取り消し

落札後、落札者が入札参加資格を有しないことが判明した場合や、本要領に定める条件による営業ができなくなった場合、落札者としての決定を取り消し、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

V. その他

1 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 要領について疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。
- (3) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。
- (4) 申込及び契約の手続きに関する一切の費用については、応募者又は自動販売機設置事業者の負担となります。
- (5) 自動販売機の売上実績については、次回公募を行うこととなった場合に参考データとして公表する場合があります。
- (6) 自動販売機の設置、撤去、維持管理(光熱水費等)及び原状回復に関する一切の経費は、自動販売機設置事業者の負担となります。
- (7) 消費税法の改正等により消費税率が改正された場合、改正後の税率を適用するものとします。

2 本件窓口及び問合せ先

〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 15 号

仙台市交通局鉄道管理部営業課調整係(仙台市交通局本庁舎 6 階)

TEL :022-712-8330 FAX: 022-224-4559 E-mail:kot051110@city.sendai.jp

※窓口開設時間は平日 9 時～17 時(ただし、正午から 13 時を除く)。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。本要領の内容に関する質問はⅢ.(2) 参照。

関係書類

自動販売機募集物件一覧

※位置詳細中の「全〇台中」とは、現在設置中の台数ではなく、今回募集する台数を記載しております。

標準寸法欄のうち、奥行任意の場所では奥行寸法を記載していません。

I グループ（飲料）

	駅名	場所	位置詳細	標準寸法 (幅×奥行)	共用 電気設備
1	泉中央	バスターミナル	全 7 台中,向かって一番左側	1,030×530	
2	泉中央	バスターミナル	全 7 台中,向かって一番右側	1,190×530	
3	八乙女	北口	全 2 台中,向かって右側	1,030×770	
4	台原	北 1 出入口方面	全 2 台中,向かって左側	890×730	
5	北仙台	改札外	全 2 台中,向かって右側	890×740	
6	北四番丁	改札内	全 3 台中,向かって左側	1,190×730	

設置場所詳細図

※対象となる機械の画像の下にグループ記号を記載しております。

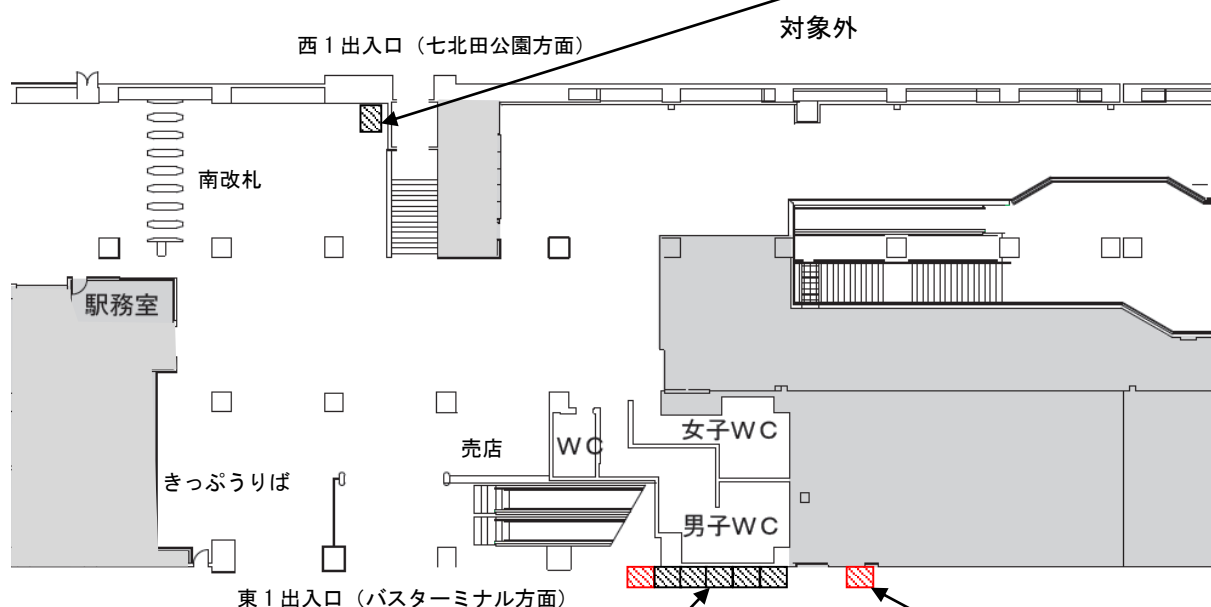
同一駅の同一場所内で設置箇所が前回公募から変更となっている

グループは赤字で記載しております。

泉中央駅

※現在換気塔北面に設置の2台（A、Cグループ）は廃止対象となります。

コンコース



対象外

西1出入口（七北田公園方面）

南改札

駅務室

きっぷうりば

売店

WC

女子WC

男子WC

東1出入口（バスターミナル方面）

バスターミナル



I

対象外

対象外

対象外

対象外

対象外



I

八乙女駅

バスターミナル

※当該場所における機械入替時は、その都度背面部を清掃していただきます。
また、年1回程度、関係事業者間で調整のうえ、自動販売機背面の清掃を行っていただきます。



対象外

対象外

対象外

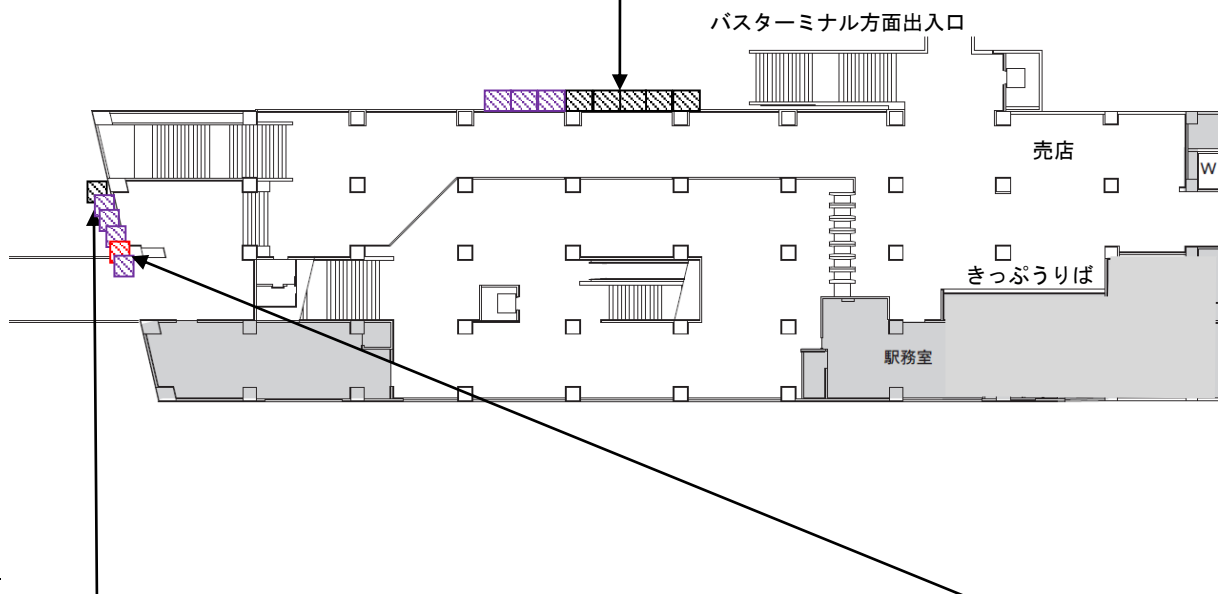
対象外

対象外

(廃止対象枠)

(廃止対象枠)

(廃止対象枠)



北口



対象外

(廃止対象枠)

(廃止対象枠)



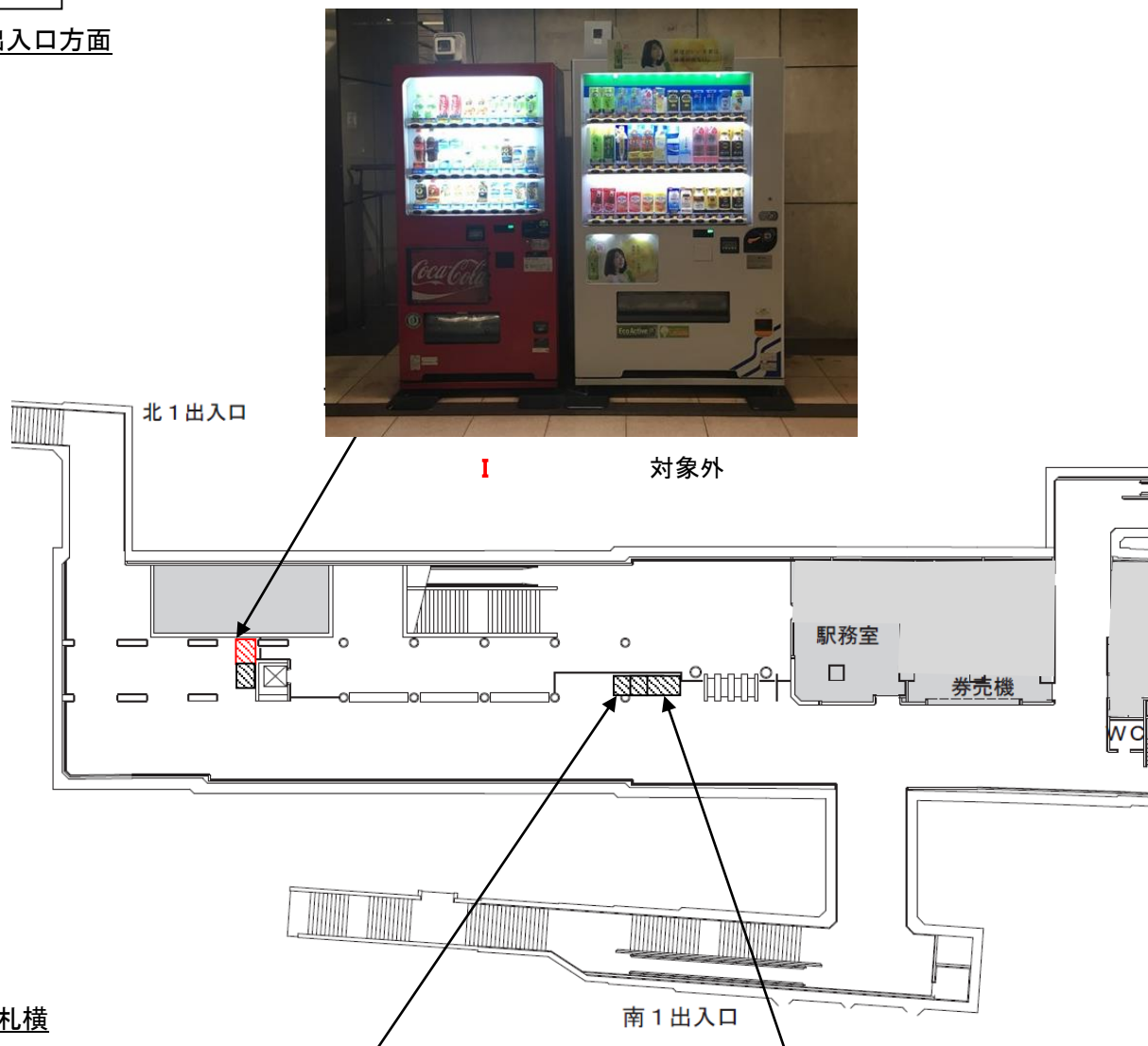
(廃止対象枠)

I

(廃止対象枠)

台原駅

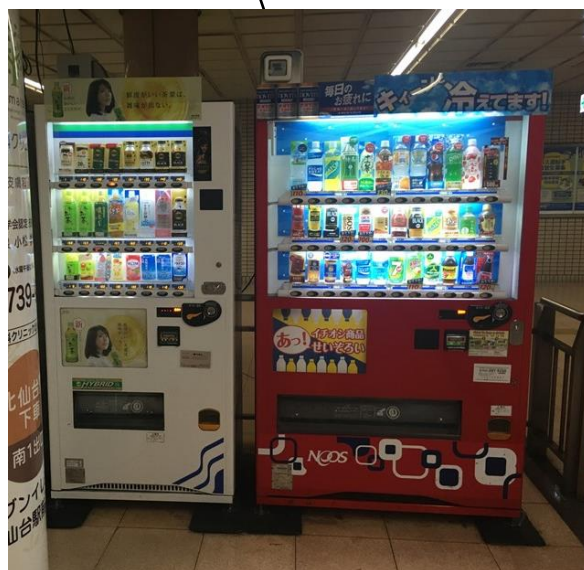
北1出入口方面



改札横



対象外



対象外

対象外

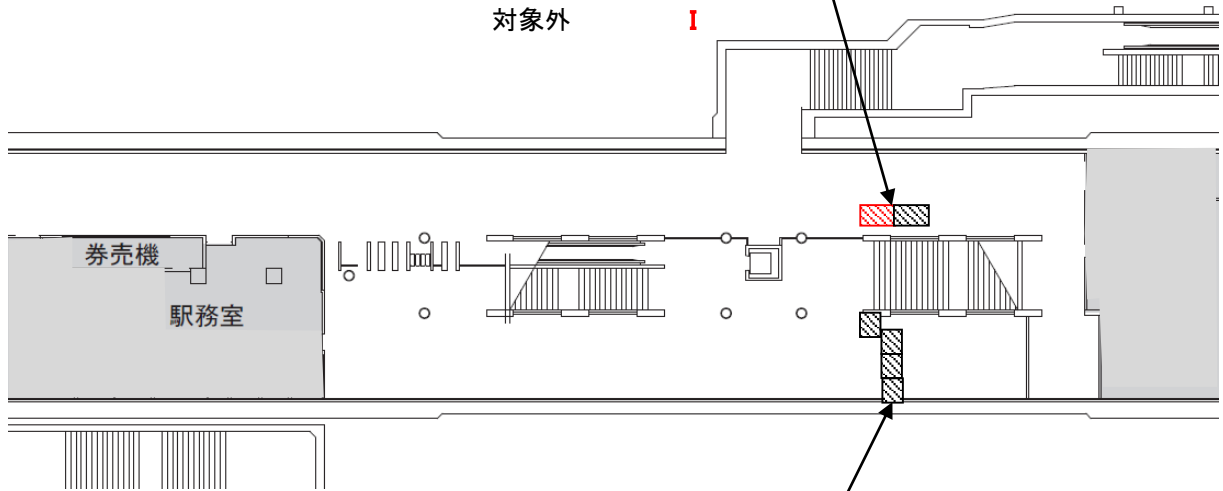
北仙台駅

改札外



対象外

I



改札内



対象外

対象外

対象外

対象外

北四番丁駅

改札内

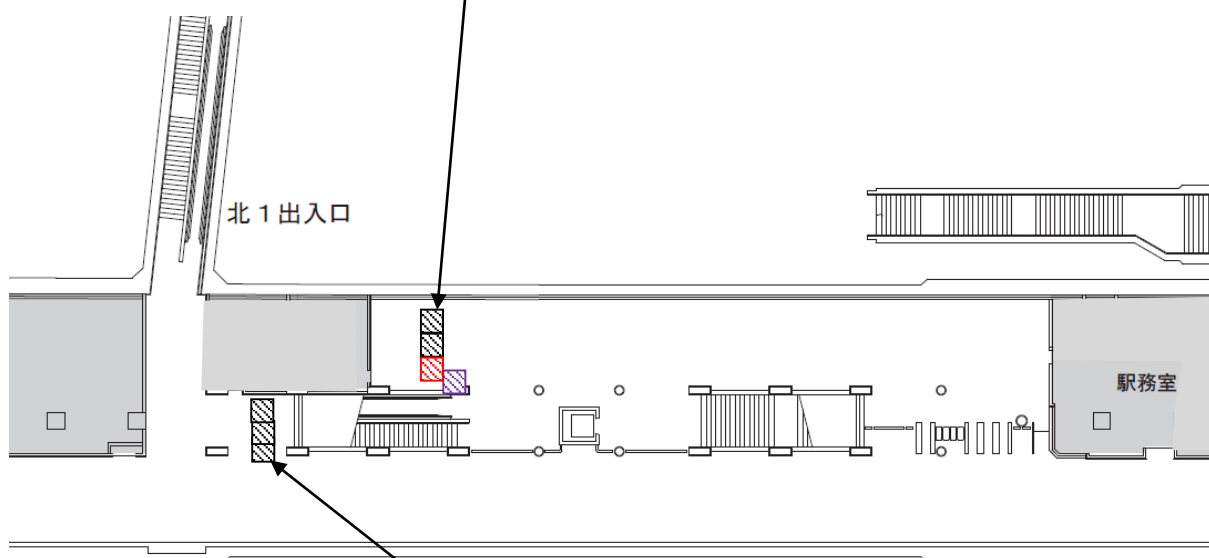


(廃止対象枠)

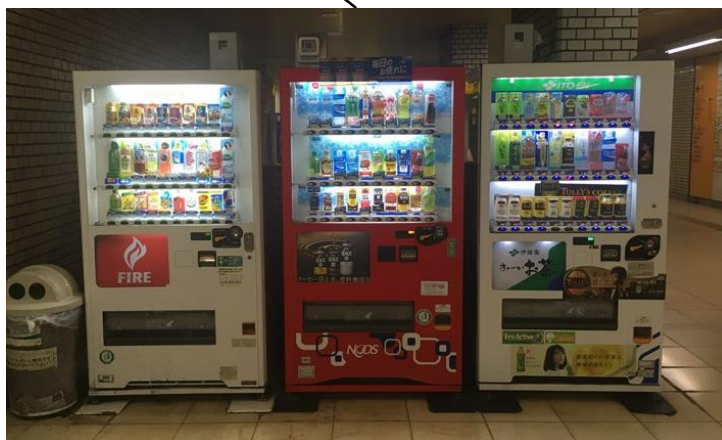
I

対象外

対象外



改札外



対象外

対象外

対象外